

平成18年 6 月

コメ価格センター取引ルールの見直し

総論

1 目標

透明性・公平性のある取引ルールの下で活発な取引が行われる市場として育成し、これを通じた実勢に即した価格形成を図る。

2 現状と検討経緯

(1) 昨年のセンター取引ルールの見直しにより、上場数量要件(1/3)の設定等を行い、相当な数量の入札取引の下での適正な価格形成を図った。

しかしながら、17年産米の取引実態を見ると、月1回の入札において、引き続き多くの銘柄が多量の不落札を出し、少量の落札での価格形成がなされるケースが出ており、実勢に即した的確な市場シグナルの発信という現物市場の機能が十分発揮されていない。

(2) 以上を踏まえ、去る3月23日に「コメ価格センターの取引のあり方等に関する検討会」で次の目的のために必要な見直しの方向を取りまとめた。

- ・ センターにおける活発な取引を通じた実勢に即した価格形成
- ・ これにより、売れる米づくりのための的確な市場シグナルの発信

(3) この検討会の見直しの方向を踏まえ、コメ価格センターで6月14日に開催された運営委員会及び同月16日に開催された理事会において、18年産米から適用する詳細な取引ルールを決定した。

各論

取引頻度の拡大

取引頻度を大幅に増加し、全ての取引について、端境期を含め、毎週水曜日に実施する。

取引条件の弾力化

等級間格差、運賃・運賃加減、包装代などの取引条件については、センターの業務細則において定めていた統一的な額を廃止し、売り手ごとの申出を受け、センターが買い手に通知する。

取引の場の拡大

以下のように取引の選択を拡大する。

- 1 通年取引
 - ・年間上場計画、四半期上場計画あり
 - ・販売計画数量（予め価格の設定された相対取引等の一定の取引数量を除く）の3分の1未満でも上場できるようにする。
 - ・上場数量が3分の1未満の場合は、売り手の落札下限価格（指値）は年内までとし、年明け以降は、ストップ高、ストップ安制（対前回比±3%、公表）に移行
- 2 定期注文取引
 - ・買い手又は売り手が、以下のような条件を提示し、応札落札上下限価格の申出（公表）
引渡期限（1～3ヶ月）
その他の条件（例：確認米）
 - ・最低申込数量単位あり
- 3 期別取引
 - ・四半期上場計画あり（年間上場計画なし）
 - ・売り手の落札下限価格の申出（公表）
 - ・上場数量要件なし
 - ・最低申込数量単位あり
 - ・落札玉の引取期限は翌月末
 - ・2札制
- 4 新規参入者や少量のみを上場する場合のための措置として特定取引（旧「基本取引に準じる取引」）、日常的取引を引き続き実施。

その他取引の公正・中立・透明性を確保するための措置

- 1 透明性確保のために、センターで行われる取引の全てについて、引き続き、各回ごとの加重平均価格、落札率等を公表（即日）する。
- 2 従来、基本取引に上場していた産地品種銘柄であって、
通年取引以外にのみ上場されるもの、
通年取引に上場されるものであっても、一定回数以上にわたり落札率が一定割合を下回るもの
については、補完的に売り手から相対取引価格の報告を受け、農林水産省が定期的に公表。
- 3 売り手が複数の買い手子会社（議決権の過半数を所有するものに限る）を所有している場合は、当該売り手・買い手間の取引は認めない。
- 4 取引監視委員会は、公正・中立性確保のため、以下のとおり各取引の監視を行う
 - ・毎月1度開催し、前月の取引結果についてチェックを行い、事前

に設定する基準に触れる案件は調査、審議の上、必要な措置を議決。会長が特段の必要があると認めた場合には、臨時の取引監視委員会を開催。

- 取引監視委員会事務局は、委員会の審議に資するため、取引の都度事前に設定する基準に照らし、必要に応じて関係者から事情を聴取するとともに、特定の買い手又は売り手に対し、一定期間取引を監視する（事情聴取の対象とする）こと及びその旨を当該買い手又は売り手に通知。
- 上記に伴い取引の保留については廃止。

コメ価格センター取引ルールの見直し

- 目的 1 センターにおける活発な取引を通じた実勢に即した価格形成
 2 これにより、売れる米づくりのための的確な市場シグナルの発信

上場は、売り手の
産地品種銘柄ごと

すべての銘柄ごとの落札加重平均価格、上場数量、申込数量、落札数量
落札率、申込倍率等を各回ごとに即日公表

通年取引

年間を通じた安定的取引

・端境期を含め毎週水曜日実施

・販売計画（あらかじめ価格の設定された相対取引等の一定の取引を除く）の1/3以上を上場する場合
→ 売り手の落札下限価格の申出あり

・販売計画（同上）の1/3未満の上場の場合

→ 売り手の落札下限価格は年内まで
年明け以降ストップ高・安制（対前回比±3% 公表）に移行

- ・上場計画（年間、四半期、当週）
- ・最低申込数量単位あり
- ・落札玉の引取期限は翌月末
- ・2札制

新規参入者、少量の
みの取引等に対する
措置

特定取引

日常的取引

取引条件の弾力化

等級間格差、運賃、運賃加減、包装代などの取引条件については、センターの業務細則において定めていた統一的な額を廃止し、売り手ごとの申し出を受け、センターが買い手に通知する

定期注文取引

- ・端境期を含め毎週水曜日実施
- ・売り手又は買い手が
落札上下限価格の申出（公表）
引取期限（1～3ヶ月）
その他条件（例：確認米）
を提示し、応札
- ・最低申込数量単位あり

期別取引

- ・端境期を含め毎週水曜日実施
- ・売り手の落札下限価格の申出あり（公表）
- ・上場数量要件なし
- ・最低申込数量単位あり
- ・四半期の上場計画（前月に提示）
- ・落札玉の引取期限は翌月末
- ・2札制

従来、基本取引に上場していた産地品種銘柄であって、通年取引以外にのみ上場されるもの
通年取引に上場されるものであっても、一定回数以上にわたり落札率が一定割合を下回るもの
については、補完的に売り手から相対取引価格の報告を受け、農林水産省が定期的に公表

売り手が複数の買い手子会社（議決権の過半数を所有するものに限る）を所有している場合は、当該売り手・買い手間の取引は認めない

取引監視委員会による監視

- ・毎月1度開催し、前月の取引結果について、チェックを行い、事前に設定する基準に触れる案件は調査、審議の上、必要な措置を議決
- ・取引監視委員会事務局は、取引の都度事前設定する基準に照らし、必要に応じて関係者から事情を聴取するとともに、特定の買い手又は売り手に対して一定期間取引を監視する（事情聴取の対象とする）こと及びその旨を当該買い手又は売り手に通知